

家具の転倒防止対策費用の 助成金のご案内



対象世帯

- ① 65歳以上の方のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する方がいる世帯
- ③ 要介護3～5の方がいる世帯

助成金額

1世帯につき
上限15,000円
(1世帯1回限り)

助成対象経費

器具の購入・設置費用

※助成対象器具は裏面をご確認ください

申請方法

器具の購入、設置後以下の書類を窓口または郵送にて提出してください。

- ア 申請書兼請求書
- イ 口座振替依頼書と口座情報がわかる資料（通帳のコピーなど）
- ウ 領収書またはレシートの原本（複数購入した場合はすべて添付してください）
※オンライン購入については、購入内容と実際に購入したことがわかる資料
- エ 身体障害者手帳、愛の手帳、介護保険被保険者証のコピー（該当者のみ）

申請書配布場所・申請窓口

- ・ 防災危機管理課（対象世帯①、②、③）
- ・ 高齢者総合相談センター（対象世帯①、③のみ）
- ・ 障害支援センター（対象世帯②のみ）

（郵送の場合は、簡易書留・特定記録郵便で防災危機管理課へ）

※書類に不備があった場合は、防災危機管理課よりご連絡差し上げる場合がございます。

※高齢者総合相談センター及び障害支援センターでは、助成内容のご相談には応じかねますので、ご相談がある場合には、防災危機管理課にお問い合わせください。

申請の流れ

器具の購入

器具の設置

助成金の申請

区から
助成金の振込

【お問い合わせ先および郵送先】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所5階
防災危機管理課防災事業グループ

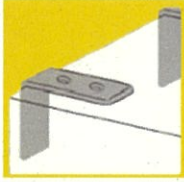
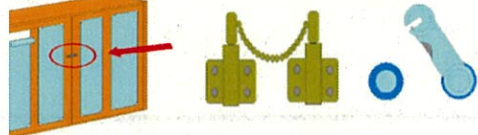
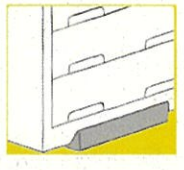
電話：03-4566-2572 FAX（問い合わせ専用）：03-3981-5018

メール：A0011101@city.toshima.lg.jp

詳細はこちら



家具転倒防止器具設置助成可能器具（例）

L型金具 家具と壁を木ネジ、ボルトで固定。スライド式、上向き、下向き取り付け式があり、下向き取り付けが最も強度が高い。	
ポール式器具（突っ張り棒） ネジ止めすることなく、家具と天井の隙間に設置する。粘着マットやストッパーとの組み合わせで強度が高くなる。	
粘着シート（マット式） 粘着性のゲル状で、家具の底面と床面を接着させる。	
着脱式移動防止ベルト 壁とキャスター付き家具をつなげ、移動を防止する。	
開閉防止ベルト 地震などの揺れにより、扉が勝手に開いてしまうのを防止する。	
チェーン つり下げ式照明器具などをチェーンやワイヤーなどで結ぶ。	
ストッパー式 家具の前下部にくさびを挟み込み、家具を壁際に傾斜させる。	
キャスター下皿 キャスターの下に置き、家具の移動を防止する。	
ガラス飛散防止フィルム ガラス製の扉、窓などに貼るフィルム。割れた際の破片飛散を防ぐ。	